

第7回東京都新築建築物
制度改正等に係る技術検討会
会議録

令和8年3月4日

東京都環境局

第7回東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

日 時：令和8年3月4日（水）

午前10時10分～午前10時32分

場 所：オンライン

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 建築物環境計画書制度（大規模建物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）
- (2) 建築物環境報告書制度（中小規模建物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）
- (3) これまで及び今後のスケジュール（計画）について

(配付資料)

- 資料1 建築物環境計画書制度（大規模建物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）
- 資料2 建築物環境報告書制度（中小規模建物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）
- 資料3 これまで及び今後のスケジュール（予定）について
- 参考資料1 東京都新築建築物制度等に係る技術検討会設置要綱
- 参考資料2 東京都新築建築物制度等に係る技術検討会委員名簿

午前 10時10分 開会

○小河原課長代理 ただいまから、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第7回）を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、環境局気候変動対策部環境都市づくり課の小河原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。

本会議は、ウェブによるオンライン開催となります。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

委員の皆様におかれましては、発言を希望される場合は、Zoomの挙手機能でお知らせいただきますようお願いいたします。また、ご発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。

恐縮ですが、発言者以外は、会議中はマイクをオフにさせていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、会議次第に記載のとおりとなっております。資料の不足がございましたら、事務局までお知らせください。資料はご説明の際、画面共有にて事務局のほうで表示させていただきます。

委員の出席について、お知らせいたします。

本日、朝吹委員におかれましては、所用により、ご欠席されることを伺っております。

それでは、議事に入りたいと思います。

これからの議事につきましては、田辺会長にお願いしたいと存じます。田辺会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田辺会長 皆様、おはようございます。田辺です。

それでは、次第に従いまして進行させていただきたいと思います。

まず、議事（1）建築物環境計画書制度（大規模建築物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）でございます。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（大藪） それでは、資料1、建築物環境計画書制度（大規模建築物）の拡充（電

気自動車充電設備整備基準) について、ご説明させていただきます。

スライド2をご覧ください。第4回と第5回技術検討会において、委員の皆様から頂戴した主な意見、それと第6回技術検討会における団体・事業者からの意見表明内容と都の見解になります。

第4回と第5回の技術検討会では、電気自動車充電設備整備基準に対する委員の皆様からの意見はありませんでした。なお、第4回技術検討会では、そのほかとして、資料記載の意見があり、第5回技術検討会で資料を提示させていただきました。また、団体・事業者からの意見はありませんでした。

続いて、スライド3、電気自動車充電設備整備基準の見直しの取りまとめについてご説明いたします。

スライド4をご覧ください。機械式立体駐車場への充電設備の整備基準見直しの取りまとめになります。

機械式立体駐車場への充電設備設置を促進するため、機械式立体駐車場への充電設備設置を義務基準の履行対象といたします。

整備基準の見直しの内容は表のとおりとなります。左側の表、整備基準の適用及び算定方法については、現行と変更はありません。右側の表、整備基準の履行方法ですが、充電設備の整備については、現行は平置き駐車区画のみ履行対象となっておりますが、改正後は、機械式立体駐車場での整備も履行対象となります。配管等の整備について変更はなく、引き続き平置き駐車区画のみ履行対象となります。

スライド5をご覧ください。義務基準の履行対象とする機械式立体駐車場についてです。

充電設備設置の履行対象とする駐車室は、平置き駐車区画と同様に、自動二輪車及び被牽引自動車を除く自動車を駐車対象とする駐車室といたします。

スライド6をご覧ください。今回の改正基準の適用日についてです。

電気自動車充電設備整備基準は、2026年(令和8年)4月1日から適用となります。また、改正内容を反映した電気自動車充電設備整備基準ガイドラインについては、2026年(令和8年)4月1日までに、建築物環境計画書制度システムにおいて公開予定となっております。

以上で、建築物環境計画書制度(大規模建物)の拡充に関する説明を終わります。

○田辺会長 ご説明ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いま

す。ご発言を希望される際は、Z o o mの挙手機能でお知らせいただければと思います。
いかがでしょうか。

それでは、もしよろしければ一言だけでもお願いできればと思います。

秋元委員、いかがでしょうか。

○秋元委員 ありがとうございます。

これまでの議論を経て、おまとめいただいて、機械式の立体駐車場での要件もしっかり記載されたということで、大変結構だと思います。特段、異議はございませんのでよいと思います。

○田辺会長 ありがとうございます。

磯部委員、いかがですか。

○磯部委員 ありがとうございます、磯部です。

私も秋元先生同様、異論ないというところでありますけども、東京都のE Vの普及の実績とかを併せて提示いただくと、駐車場の必要性というところも分かってきますので、また改めて基準等を検討する際は提示いただけるといいかなと思いました。ありがとうございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、川久保委員、お願いいたします。

○川久保委員 整備基準等については、基本的に今回変更がないということで、大きな混乱もないと思いますし、以前、ほかの委員からもご発言がありましたけれども、もし機械式の立体設備も、今回その範囲だけ拡充するというのであれば、その辺りのいわゆる周知徹底、ここだけしっかりしていけば大きな問題は生じないのかなというふうに思っておりますので、基本的にご提案内容については賛成でございます。ありがとうございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

堤委員、いかがでしょうか。

○堤委員 ありがとうございます。堤です。ご説明ありがとうございました。

内容については、結構だと思っています。26年の4月から基準適用とか、ガイドラインも公開予定ということで、今大変タイトなスケジュールで進められていると思いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○田辺会長 ありがとうございます。

宮坂委員、いかがでしょう。

○宮坂委員 ありがとうございます。宮坂です。

特に私も異論はありません。今回、機械式駐車場の整備も可能になるということで、今後、いろいろな駐車場に適用が広がっていけば、充電設備の設置の拡大にもつながっていくことになるかと期待しています。

○田辺会長 ありがとうございます。

東京都のほう、いかがでしょうか。今、磯部委員から普及率等のご意見がありましたが、何か回答等はございますでしょうか。特によろしいですね。

○事務局（鮫嶋） ありがとうございます。

2023年度の都内の乗用車の新車販売での実績となりますが、非ガソリン車が63%、ZEVが7.6%という実績となっております。

先ほど、周知の点についてもご指摘をいただいておりますが、3月末に、今回の告示の改正と併せまして、ガイドライン、それから申請をしていただく方向けの手引きを改正したものの公開を予定しております、その際、しっかりと周知を図って行って、皆様にご理解いただけるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

委員の皆様、磯部委員もよろしいでしょうか。

○磯部委員 はい、ありがとうございます。

○田辺会長 それでは、会長からも特にございませんので、ほかにご意見がないようであれば、議事（2）建築物環境報告書制度（中小建築物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）に移りたいと思います。

こちら事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（柳沼） それでは、資料2、建築物環境報告書制度（中小規模建物）の拡充について（電気自動車充電設備整備基準）をご説明させていただきます。

3スライド目になります。

こちらにつきましても、建築物環境計画書制度（大規模建物）と同様に、2026年度より、機械式立体駐車場への充電設備の整備を各基準の履行対象とし、基準の適用からは引き続き除外するという取扱いにさせていただきたいと思います。

実際は、戸建住宅に機械式立体駐車場を整備するのは考えづらいかなと思いますので、

集合住宅が影響するかどうかというところになってくると考えております。

次のスライドにつきましても、これまでのご説明と同様、今申し上げたところを改めて記載しているところがございます。

私からの説明は以上となります。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、皆様からご意見いただきたいと思っておりますけれども、何かあれば、挙手機能で挙げていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。最後にまた、スケジュールのご説明をいただいた後に、もう一回ご意見をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいですかね。

会長からも特段ありませんが、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員 ありがとうございます。ご提示された案につきましては大変結構だと思います。異論はございません。

先ほど、都内のEVの普及率についてご紹介がありましたけれども、その目標のパーセンテージであるとか、例えば戸建てにお住まいの方が、どのくらいEVを利用されているとか、集合住宅にお住まいの方がどのくらい利用されているとか、何かそういったことも、もしデータをお持ちでなければ、今後調査いただけるとよいというふうに思いました。

コメントでございます。以上です。

○田辺会長 ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがですか。よろしいですか。

会長からも特に、しっかり進めていただいているので、私のほうもよろしいと思っております。先ほど秋元委員、磯部委員からありましたように、統計的なデータをぜひガイドライン等で示していただければと思っております。

それでは、事務局、何かございますか、よろしいですか。

○事務局（柳沼） 大丈夫です。

○田辺会長 それでは、特段ご意見がないようですので、次の議事（3）これまでと今後のスケジュールについてに移りたいと思っております。

事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（大藪） それでは、資料3、これまで及び今後のスケジュール（予定）について、ご説明させていただきます。

令和7年6月30日に技術検討会（第1回）を開催後、2月19日の第6回まで開催さ

せていただいております。本日、第7回検討会で、建築物環境計画書制度及び建築物環境報告書制度の電気自動車充電設備整備基準の見直しの取りまとめを行いました。

第8回以降については、順次開催予定でございます。

以上で説明を終わります。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、これまでと今後のスケジュールについてと、あと全体を通して、ぜひ皆様から一言ずつご意見をいただきたいと思っておりますけども。また秋元委員からでよろしいですか。

○秋元委員 ありがとうございます。

カーボンニュートラルに向けて、着々と基準も整備されて、それが実際に運用されるようにやっていくということに大変期待しております。電気自動車も含めて、このほかの新築建築物に関わる制度をさらに充実させていくことが大事だと思っております。雑感でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、磯部委員、お願いいたします。

○磯部委員 ありがとうございます、磯部です。

今回は電気自動車の充電設備の整備というところではあったと思っておりますけども、建物のゼロカーボンを目指して、建物にもいろいろな技術に取り込んでいくというところで、今回は、駐車場整備というところであったと思っております。今後、いろいろな技術も出てくると思っておりますので、多角的に事業を展開していただくように検討いただけるといいかなと思っております。

また新しい技術等も出てくると思っておりますので、その辺りも含めて、今後議論の話題に挙げていただくといいかなと思っております。

以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、川久保委員、お願いいたします。

○川久保委員 ありがとうございます。

これまでとこれからのスケジュールを今、提示いただきましたけども、こんなに短い期間で様々な検討が進められて、着実な前進があって、本当にすばらしいなというふうに思っております。

今、政府のほうでは、ライフサイクルカーボンの算定等の議論が行われておりますけども、そういったまた新しい議論というのも今後行われていくと思いますので、そういった議論をキャッチしながら、かつ、国の基準よりも先を見通して、この東京都で議論が進んでいるというのは、本当に国内外に対する波及効果も大きいと思いますので、引き続き日本を先導していただけるような、そういった制度の構築を期待したいと思っております。ありがとうございます。

○田辺会長 ありがとうございます。

堤委員、お願いいたします。

○堤委員 ありがとうございます。

これまでも大変丁寧に、いろいろなことをご検討いただきまして、ありがとうございました。こういった制度から、東京都から国全体の建物の性能を上げていくことにつながっていくといいなというふうに思っております。

また、一般の建物を作ろうとか、建てようというような人々にとっても、環境性能を上げていくことのメリットを感じられるようなきっかけになっていくのかと期待しています。

引き続き、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○田辺会長 それでは、宮坂委員、いかがでしょうか。

○宮坂委員 ありがとうございます。宮坂です。

これまでもかなり丁寧な分析を基に、改正基準を検討をしていただきましたので、比較的スムーズに来ていたのではないかと思っております。

東京都のこういった基準の改正は、国に先駆けてになりますので、関係者が注目しています。今後もカーボンニュートラルに向けての制度改正、それに向けての検討、また、周知をしていただいただけるとよいと思っております。大変期待しております。

○田辺会長 ありがとうございます。

秋元委員、お願いします。

○秋元委員 すみません。先ほど一つ言い忘れました。EV充電器の設置目標がおりだと思んですけども、それに対して進捗状況というか、どういう数字をたどっているかというようなことも併せて、表を公開していただけると、より皆さんの励みになるかなというふうに思いました。よろしくお願いいたします。

○田辺会長 ありがとうございます。

それでは、会長からも一言でございますけれども、イランを中心として、中近東の国際

情勢、かなり緊迫している状況だと認識しております。

石油に関しては250日ぐらい備蓄がありますので、すぐに何とかというわけではないですけれども、東京都においても、車ですとか建築物ですとか、できる限りまず省エネをやはりしっかりしていくということと、脱炭素に向けていけば、国内のエネルギーが使われていくわけですから、エネルギー安全保障とか資源安全保障の面からも、カーボンニュートラルが大変だというのはもちろんございますけれども、同時にそういうことが東京都で進んでいくといいというふうに思っております。

私のほうは以上ですけれども、先ほどのデータなども加えて、ぜひ都民の皆さんに説明していただければと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（鮫嶋） ありがとうございます。

川久保委員からご指摘いただきましたライフサイクルカーボンの関係につきましては、次回以降開催する技術検討会で、ご議論をお願いしたいと考えております。

それから、堤委員、宮坂委員からご指摘いただきました周知の関係、それからメリットを感じていただけるような普及啓発につきましては、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

併せまして、秋元委員はじめ田辺会長からもご指摘いただきました実態ですが、統計、数字の関係についても併せてご提示をしながら、ご議論をお願いしたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○田辺会長 ありがとうございます。

東京はほかの、例えばアメリカの大都市とかと比べると、かなりモビリティ部分の排出比率が少ない、公共交通機関の非常に発展している大変すばらしい都市ですけれども、それでもモビリティの部分の脱炭素化も行っていないと、全体がゼロになってきませんので、よい政策をぜひお願いしたいと思います。

ほかに意見はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

○小河原課長代理 田辺会長並びに委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第7回）を閉会いたします。

本日は年度末のご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

午前 10時32分 閉会